

公共埼第 4 4 5 号
令和 6 年 1 0 月 2 8 日

各市町村立学校（幼稚園）長
各県立学校長
教育局各課（所・館）長

} 様

公立学校共済組合埼玉支部長

マイナ保険証の利用登録解除について（通知）

日頃より当組合の事業運営に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 1 0 月 1 1 日付公共埼第 4 1 5 号通知「健康保険証の新規発行の終了及び資格情報のお知らせ（加入者情報）の送付について」にて通知いたしましたとおり、令和 6 年 1 2 月 2 日に健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されます。

しかしながら、マイナ保険証の登録は任意であることから、令和 6 年 1 0 月 2 8 日より、マイナ保険証の利用登録の解除を希望する場合は、保険者に申し出ることによって解除できるとなりました。

ついては、申請方法等について下記のとおり御案内いたしますので、各所属所においては、本通知を組合員へ周知くださるようお願いいたします。

記

1 利用登録解除の申請方法等について

① 対象者

マイナ保険証の利用登録解除を希望する方

※ 引き続きマイナンバーカードを保険証として利用することを希望する場合はこの申請を行わないでください。

② 申請方法

解除を希望する場合は、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書（別紙 1）」を記入して下記「④ 提出先」へ郵送または持参してください。

希望されない場合は特に対応は不要となります。

③ 受付開始年月日

令和 6 年 1 0 月 2 8 日（月）

④ 提出先

公立学校共済組合埼玉支部 資格管理担当

住所：330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-14-21 職員会館 5 階福利課内

2 留意事項

(1) 申請書の記入・提出について

- ① 申請書は組合員又は被扶養者本人が作成し提出してください。例えば、組合員とその被扶養者が共に利用登録解除を希望する場合は、それぞれ個別に別紙1の記入・提出が必要となります。なお、解除対象者以外の者が申請する場合は、氏名及び連絡先欄に、解除対象者及び申請者の氏名及び連絡先を記載してください。また、別に解除対象者と申請者の関係を確認する資料の提出を求めることがあります。
- ② 申請書は公立学校共済組合埼玉支部及び（一財）埼玉県教職員互助会のホームページにも掲載しています。
- ③ 申請書は所属所を経由せず提出が可能です。

(2) 利用登録解除について

- ① 利用登録の解除予定日は最短でも**申請受付日の翌月末**となります。
また、**解除が完了しても特に当支部から通知等はいたしません。**
- ② 利用登録の解除申請は一度申請を行うと途中で取りやめることができません。再度利用登録の手続きが必要となります。
- ③ 利用登録を解除すると、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行うことができません。
- ④ 利用登録の解除をされた方には、資格確認書を交付します。ただし、有効期限を経過する前の保険証等やすでに資格確認書を保有している場合には、交付されません。また、資格確認書の交付は令和6年12月2日以降を予定していますが、資格確認書の詳細については、後日改めて通知する予定です。

(3) 利用登録解除の完了後について

- ① 利用登録解除後は、医療機関・薬局を受診の際に、資格確認書又は有効期限内の保険証の提示が必要となります。
- ② 利用登録を解除した後に他の医療保険者に異動した場合は、異動後の医療保険者に資格確認書の交付申請が必要となります。
- ③ 利用登録を解除した後でも、再度利用登録を行うことが可能です。

ただし、**利用登録の手続きは当組合に対してではなく御自身で行っていただくこととなります**ので、ご注意ください。登録はマイナポータルやセブン銀行ATM、医療機関・薬局に設置されている顔認証付きカードリーダーから行うことができます。また別添のリーフレット（資料1）を御参照ください。

公立学校共済組合 埼玉支部 資格管理担当 TEL：048-830-6694 〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-14-21 職員会館5階福利課内

所属所名

所属所コード

マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書

公立学校共済組合埼玉支部長 様

令和 年 月 日

解除申請者	フリガナ			生年月日	大正・昭和 平成・令和 年 月 日			
	氏名							
	住所	(郵便番号 -)						
		都道府県		市区町村				
	連絡先	電話番号						
		Email						
	組合員等記号・番号 ※枝番を含め、全て正確に記載してください。	組合員等記号		番号		枝番		
公立埼								

提出先

公立学校共済組合埼玉支部 資格管理担当

住所：330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-14-21 職員会館 5 階福利課内

電話：048-830-6694

申請にあたっての留意事項

- ※ 利用登録解除を申請した場合、手続きを途中で取りやめることはできません。（再度利用登録の手続きが必要となります。）
- ※ この申請書は所属所を経由せず提出が可能です。
- ※ 申請書は組合員又は被扶養者本人が作成し提出してください。
- ※ 解除対象者以外の者が申請する場合は、氏名及び連絡先欄に、解除対象者及び申請者の氏名及び連絡先を記載してください。また、この申請書と別に解除対象者と申請者の関係を確認する資料の提出を求めることがあります。
- ※ 利用登録の解除予定日は早くても申請受付日の翌月末となります。
- ※ 利用登録解除後はマイナンバーによるオンライン資格確認を行うことができなくなります。
- ※ 利用登録を解除された方には資格確認書を交付します（有効期限内の保険証等やすでに資格確認書を保有されている場合を除く）。
- ※ 利用登録解除後は医療機関・薬局を受診の際に、資格確認書又は有効期限内の保険証の提示が必要となります。
- ※ 利用登録を解除した後も、再度利用登録の手続を行うことは可能です。健康保険証の利用登録は、マイナポータルやセブン銀行 ATM のほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーから行うことができます。（当組合で利用登録の手続きはできません。）
- ※ 利用登録を解除した後に他の医療保険者等に異動した場合は、異動後の医療保険者等に資格確認書の交付申請が必要となります。



使って便利!



マイナ保険証

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証として利用するための登録をしたマイナナンバーカード）を基本とした制度に移行します。

医療機関等で保険診療を受ける際はマイナ保険証が基本となりますが、マイナ保険証を利用登録していない等、状況によって必要なものが異なります。

なお、発行済の組合員証や被扶養者証は、最長で令和7年12月1日までは健康保険証として使用可能です。

医療機関等で保険診療を受ける際に必要なものは
中面をご確認ください。



タンキちゃん

＼ マイナ保険証を利用するメリット /

面倒な手続きが不要!

- ▶ 窓口で限度額以上の支払いが不要になる
- ▶ 被扶養者が就職等により資格を喪失したとき、マイナ保険証なら返却不要

より良い医療が受けられる!

- ▶ 過去の診療情報を医師と共有でき、重複検査や重複投薬などのリスクが減少
- ▶ 事故や災害時でもお薬情報が連携される

マイナ保険証登録がまだの方はお早めにご登録ください。

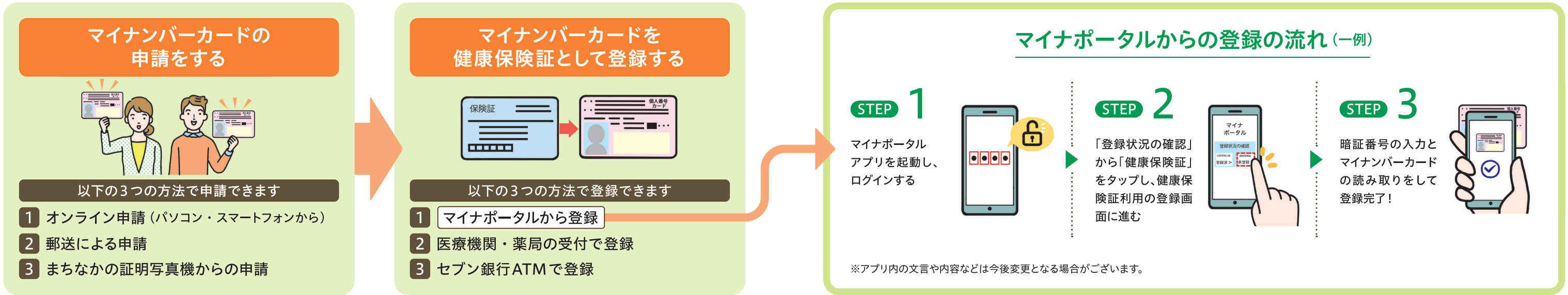


公立学校共済組合

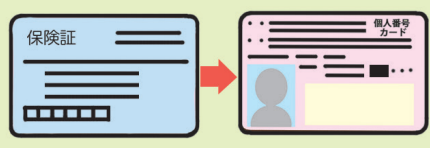
JAPAN MUTUAL AID ASSOCIATION OF PUBLIC SCHOOL TEACHERS



マイナンバーカードの健康保険証の登録をするには



マイナンバーカードを
健康保険証として登録する



以下の3つの方法で登録できます

1

マイナポータルから登録

2

医療機関・薬局の受付で登録

3

セブン銀行ATMで登録

マイナポータルからの登録の流れ（一例）

STEP 1

マイナポータル
アプリを起動し、
ログインする



STEP 2

「登録状況の確認」
から「健康保険証」
をタップし、健康保
険証利用の登録画
面に進む



STEP 3

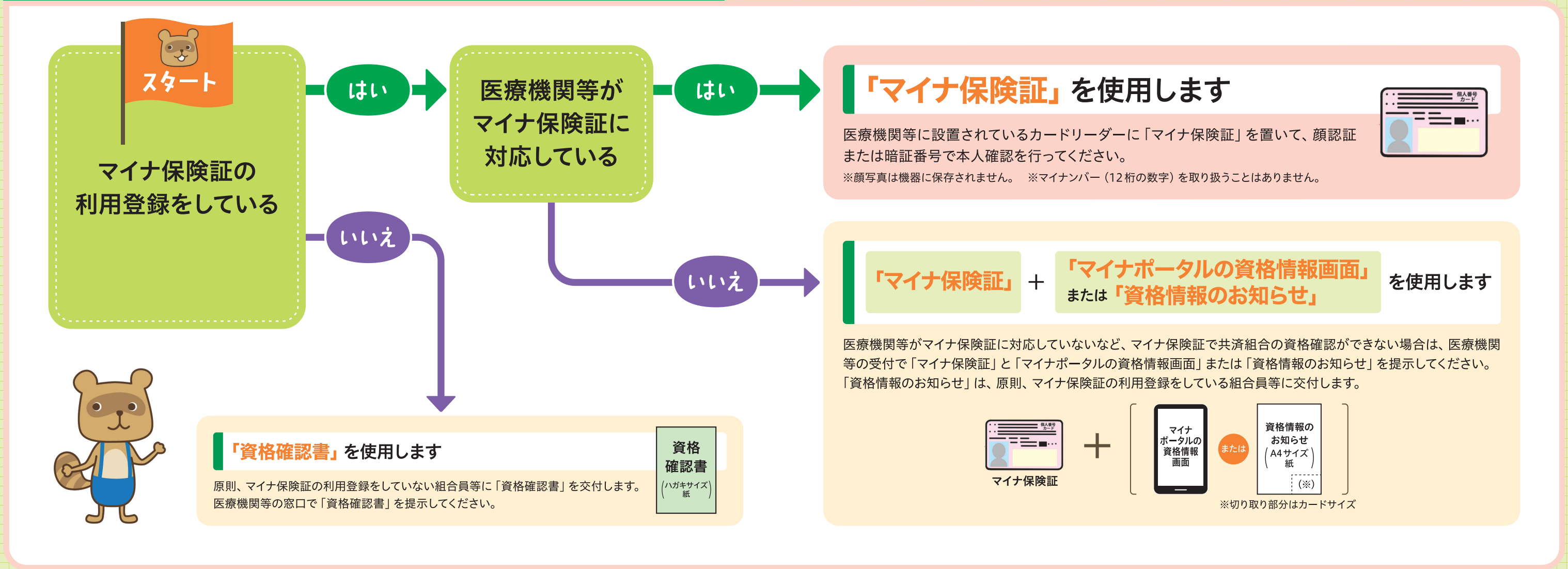
暗証番号の入力と
マイナンバーカード
の読み取りをして
登録完了！



※アプリ内の文言や内容などは今後変更となる場合がございます。

医療機関等で保険診療を受ける際に必要なもの

注 組合員および被扶養者の皆さまの状況に応じて、資格確認書および資格情報のお知らせの発行を予定しています。詳細については、決まり次第、当共済組合ホームページ等でお知らせします。



マイナ保険証 Q&A



どの医療機関・薬局で使えますか？



A「マイナ受付」のステッカーやポスターが貼ってある医療機関等で使えます。

右のステッカーやポスターが目印です。受診しようとする医療機関等がマイナ保険証を利用できるか当該医療機関等にあらかじめご確認ください。なお、利用できる医療機関等については、厚生労働省のホームページでもご確認ください。



ステッカー



ポスター



マイナ保険証は、受診の度に提示が必要ですか？



A 受診の際に毎回提示が必要です。

法令により、医療機関等を受診する際には、健康保険証を毎回提出しなければならないとされています。
また、健診等情報や診察・薬剤情報、処方情報、調剤情報の閲覧のため、受診の際に毎回同意をいただくこととされていますので、受診の際に毎回提示されますようお願いいたします。



子どものマイナンバーカードの保険証登録は？



A 保護者が代理で登録できます。

お子様が利用申込を行うことが難しい場合には、お子様に代わって保護者がお子様のマイナンバーカードを読み取り、4桁の暗証番号を入力するなどによって、保護者のスマートフォン端末やPCでご登録できます。

現行の健康保険証の
新規発行終了について

マイナンバーカードを
健康保険証として利用する方法

など

マイナンバーカードの健康保険証利用について、詳しくは右記の厚生労働省ホームページで確認ください。

厚生労働省
ホームページ



マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問い合わせ先

お掛け間違いのないようご注意ください。

マイナンバー 総合フリーダイヤル

無料

マイ ナン バ ー

0120-95-0178

平日 9:30～20:00

土・日・祝 9:30～17:30 (年末年始を除く)

マイナンバーカードの紛失、盗難等による一時利用停止については、**24時間365日受け付けます。**

